

個別避難計画に係る Q&A

1. 個別避難計画の作成について

1-1	Q	個別避難計画を作成すれば、優先して助けてもらえるのですか？
	A	個別避難計画の作成と記載情報の共有は、地域による助け合い（共助）の活動を推進するためのものであり、公的機関による優先的な救助を保証するものではありません。 また、災害発生時には誰もが被災者となり得るため、災害の規模や状況によっては、避難支援等実施者からの支援が得られない場合もありますことをご理解いただきますようお願いいたします。
1-2	Q	個別避難計画はどのように活用されるのですか？
	A	庁内の民生委員や自主防災組織、警察、消防、市社会福祉協議会などの避難支援等関係者に提供し、普段の見守りや災害により避難した後の安否確認等に役立てます。
1-3	Q	避難に不安な人がいるのですが、避難行動要支援者名簿に登録していません。どうすればいいですか？
	A	災害が起きた時の避難について話し合い、避難行動要支援者名簿に登録していただけるよう働きかけをお願いします。
1-4	Q	個別避難計画はいつまでに作成しなければいけませんか？
	A	期限はありませんが、避難者の状況などから必要度を判断して作成してください。 福祉専門職の方々が作成するときは、本人、家族、避難支援者等と話し合いながら、必要な項目について、少しずつ書き足していき、可能な範囲で避難情報の伝達方法や避難経路の確認、避難支援者の選定など、徐々に計画づくりを進めてください。 計画を完成させることも大事ですが、作成する過程での人と人との繋がりづくりも大事です。

2. 避難支援者について

2-1	Q	避難支援者は誰になってもらえばいいですか？
	A	近くにお住いの家族や親族、友人、知人の方など、災害時にすぐに来られるような方に、了承を得た上で避難支援者になっていただくのが望ましいです。 また、避難支援者は必ずしも個人ではなく、町内会や自主防災会などの団体でも構いません。なお、民生委員は、災害発生時には町内全体の情報把握や住民の安否確認を行う等の役割があることから、親族、友人等の親しい関係である場合を除いて、避難支援等実施者としての登録は推奨していません。
2-2	Q	避難支援者を探すのは誰ですか？
	A	避難行動要支援者の支援制度は、地域による助け合いという「共助」の精神に基づくものであるため、ご本人やご家族自らが候補者に依頼することを基本としています。 そのため、日ごろから近隣の皆様と良好な関係づくりを心掛けていただくようお願いします。
2-3	Q	避難支援者が見つからない場合は、計画は作成できませんか？

	A	避難支援者が見つからない場合でも、計画を作成することは可能ですが、計画の実効性を高めるため、できるだけ協力してくれる方を見つけるようにしてください。 一旦、避難支援者の記載のない状態で計画を提出いただき、引き続き支援者の検討をお願いします。
2-4	Q	ケアマネージャーや相談支援専門員に対して、避難支援者になってほしいと頼まれた場合どうすればいいですか？
	A	災害発生時に、ケアマネージャーや相談支援専門員が、個々の利用者に声掛けや避難支援を行うことは限界があると考えられることから、ご検討の上、対応が難しい場合は丁寧な説明をお願いします。
2-5	Q	ケアマネージャーや相談支援専門員に対して、避難支援者を探したり、候補者に依頼してほしいと頼まれた場合どうすればいいですか？
	A	基本的にはケアマネージャーや相談支援専門員が、避難支援者を探すことや、候補者に依頼することは想定していません。 しかし、ご本人や家族が候補者に依頼することが困難な状況で、そのお手伝いが必要であると判断された場合には、可能な範囲で支援をしてくださることをお願いします。
2-6	Q	避難支援者が行う避難支援とは、具体的にどのようなことですか？
	A	平常時の見守り活動や、災害発生の恐れが高い際の早めの避難の呼びかけ、避難誘導、災害発生時の安否確認等を指します。ただし、これらすべての支援を義務付けるものではなく、避難支援者ができる範囲で行うことになります。
2-7	Q	避難支援者になると、必ず支援をしなければならないのですか？
	A	避難支援は、ご自身や家族の生命・身体の安全を確保した上で、可能な範囲で実施していただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

3. 避難場所について

3-1	Q	避難場所が地区内で複数ある場合、個別避難計画にはどの場所を記載すればよいですか？
	A	避難のしやすさなどを基準に場所を選んでいただいて構いません。本人または家族等の状況やハザードマップを確認の上、避難場所を設定してください。
3-2	Q	避難場所は指定避難所でなければなりませんか？
	A	避難場所は必ずしも指定避難所でなければならぬわけではありません。ハザードマップ上の危険を確認することが前提ですが、自宅の高層階や安全な親族・知人宅などでも避難場所となり得ます。要支援者に合わせた避難場所を記載するようお願いします。
3-3	Q	福祉避難所とは何ですか？ また、福祉避難所を直接の避難場所としてよいですか？
	A	福祉避難所は、一般の避難所生活で配慮を必要な方々を対象に開設する二次的避難所で、市と協定を締結した民間の福祉施設です（協定福祉避難所は市ホームページで確認できます）。 災害発生時には、まずは一般の指定避難所に避難して身の安全を確保した後に、市職員が避難者の身体状況等を聞き取り、必要に応じて福祉避難所に移動していただく仕組みとな

		っており、市が福祉避難所となっている施設の被災状況や職員配置などの受入体制を確認した上で開設の要請を行います。 そのため、対象者が普段から利用している施設等で、施設側との協議が整っている場合を除き、福祉避難所を直接の避難先に指定することはできません。
3-4	Q	ハザードマップで確認すると、一番近い指定避難所でも自宅から数キロ離れてしまうところにしかありませんが、そこを避難先として記載することになりますか？
	A	洪水などの場合、広範囲に被害が及ぶことがあるため、最悪のケースを想定して、浸水しない区域の避難場所を設定しておく必要があります。

4. 作成業務委託について

4-1	Q	計画の作成中に対象者が亡くなられたり、施設に入所したりした場合、委託料は支払われますか？
	A	対象者の死亡など、作成対象外となる事由が発生した場合は、すぐに計画の作成を中止してください。 ただし、作成した計画を当市に提出した後に事由が発生した場合は、委託料をお支払いします。